

条例

特定施設整備基準の実効性の向上 (第24条の3~6)

特定施設整備基準の義務付けをより明確化するため、バリアフリー法第14条第3項に基づき、建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを導入

特定施設の整備状況に関する情報の公表 (第24条の2)

特定用途かつ一定規模以上の特定施設の所有者等に、当該施設の整備状況に関する情報のインターネット等での公開を義務付け

県民の参画と協働による特定施設の整備と運営 (第33条の3・4)

「福祉のまちづくりアドバイザー」を施設の所有者等の求めに応じ、県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備と運営を行っている施設を「県民参加型特定施設」として認定

規則

(1) 整備基準の再構成と一部拡充 (第6条・別表第3)

整備基準の再構成

・建築確認の審査基準とするため、現行の審査基準（法の整備基準）との整合を図り、内容は原則そのままに、項目を再構成

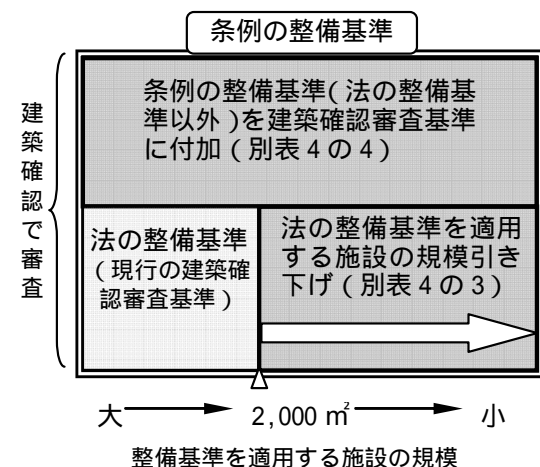
整備基準の一部拡充

対象者の追加（乳幼児同伴者、外国人）に伴う拡充	・トイレ内にベビーチェアを設置 ・公共交通機関の案内板に外国語を併記
非常時の情報伝達に関する基準の拡充	・エレベーター内に文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設置 ・エレベーター、ホテル客室の便所・浴室に点灯により押したことが確認できる非常ボタンを設置

(2) 整備基準の建築確認審査基準化 (第12条の3・別表4の3、第12条の4・別表4の4)

建築確認の審査基準とするため

・現行の審査基準（法の整備基準）を適用する施設の規模を引き下げ
・条例の整備基準（法の整備基準以外）を審査基準に付加



(1) 対象施設 (第12条の2第1項・別表第4の2)

用途	対象規模
展示場、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店、サービス業店舗	床面積 10,000 m ² 以上
病院等、劇場等、運動施設、博物館等、銀行等、地下街等	床面積 2,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	客室 50 室以上
官公署（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）、公共の交通機関の施設	全てのもの

(2) 公表内容 (第12条の2第2項)

- (1) 出入口の扉の形式
- (2) エレベーターの有無・整備状況
- (3) 車椅子使用者、オストメイトが利用可能な便所の有無
- (4) 授乳所、ベビーチェアの整備状況
- (5) 車椅子使用者利用客室等の有無
- (6) 敷地内通路のスロープ設置の有無
- (7) 車椅子利用者利用駐車施設の有無
- (8) 案内板の有無・点字、音声対応等の状況
- (9) 車椅子使用者観覧スペース・集団補聴設備の有無
- (10) その他知事が必要と認める事項

< 公表の例 >

駐車場	敷地内通路	送迎案内	建物の主な出入口	昇降設備	乳幼児設備	トイレ	その他設備	補助サービス	備設固有の設備

設備がないことも公表（薄く標記）

(3) 公表方法 (第12条の2第3項・第4項) 原則としてインターネットを利用

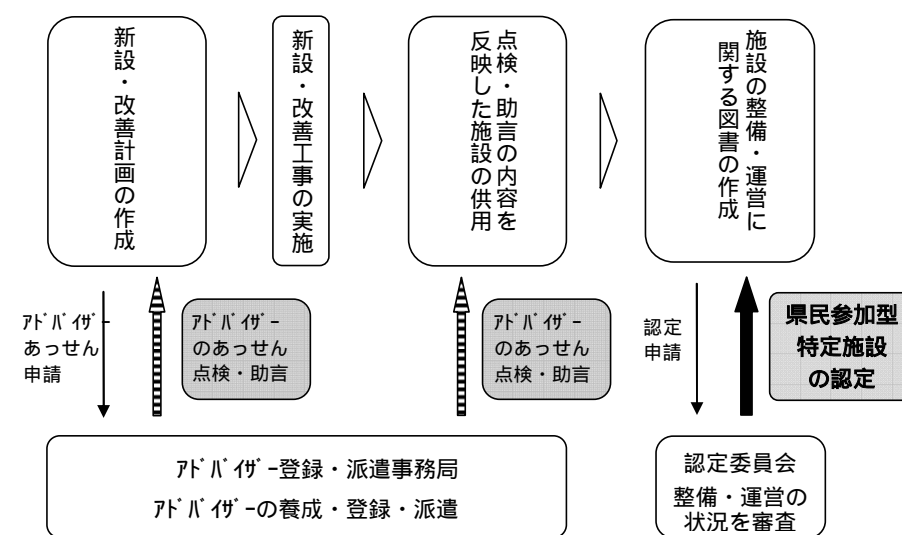
(1) 「福祉のまちづくりアドバイザー」の登録要件 (第17条の2・3)

- ・障害者等であって、知事の指定する研修を受講した者
- ・建築又は福祉の専門家であって、知事の指定する資格を有する者（要綱で建築士、介護福祉士等の資格を指定）

(2) 「県民参加型特定施設」の認定要件 (第17条の4・5・6)

- ・福祉のまちづくりアドバイザーによる点検及び助言等、県民の参画と協働により提出された意見の内容を適切に反映して施設の整備と運営が行われていること

県民の参画と協働による特定施設の整備と運営の流れ



運用・効果

整備基準とガイドラインの一体的な運用

・ガイドライン（整備指針）を充実して整備基準と一体的に運用し、整備基準だけで実現できない良好な整備を誘導

【ガイドラインの充実】

- ・整備内容の発展性や柔軟性を確保するため、先端的設備や代替設備の記載を充実
- ・きめ細やかな施設の管理・運営を誘導するため、人的な対応、備品による対応などソフト対策の記載を充実

障害者等の施設利用の利便性の向上

・事前の情報入手により利便性を向上

既存施設の改善の促進

- ・施設管理者が自らの施設の整備状況を点検
- ・点検結果を踏まえ、施設改修計画の策定や施設の管理・運営手法の改善に反映

施設利用者の立場に立ったきめ細やかな整備・運営の促進

- ・先端的設備、代替設備などハード対策の提案
- ・人的な対応、備品による対応などソフト対策の改善

整備基準とガイドラインへの反映

- ・障害者等による新たな提案や改善への意見を整備基準、ガイドラインに反映